

「“ほどヨイ！田舎” 住んでみんちやい」

おためし住宅事業 候補物件募集要項

平成28年3月

勝央町総務部元気なまち推進室

募集の趣旨

勝央町では、移住定住施策の一環として、町内にある空き家等使用されていない住宅（以下「空き家等」）を下記に記載する要件・内容により町がお借りし、必要な改修を行ない、本町への移住希望者が一定期間滞在する「おためし住宅」として活用する事業を実施することといたしました。おためし住宅は、移住希望者の方に本町での生活を体験いただくほか、移住のための就職活動・住居探しの拠点として利用していただきます。

また、町ふるさと納税の特典の1つとして「田舎暮らし体験ツアー」の宿泊施設として利用することも検討しています。

つきましては、おためし住宅として活用するためにご提供いただける空き家等を1棟募集します。

応募者の要件

以下のすべての要件を満たす方が応募できます。

- 1 空き家等及びその敷地の両方を所有していること。共有物件の場合は、共有者のすべてが同意していること。
- 2 町税等の滞納が無いこと。
- 3 破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがされていないこと。
- 4 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員でないこと。

応募物件の要件

以下のすべての要件を満たす物件について応募できます。

- 1 勝央町空き家バンクに登録されていること（応募の際、同時申請登録も可）。
- 2 現況において居住可能な状態のもので、屋根・外壁・土台など構造体について修繕の必要がないものであること。
- 3 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行若しくは競売又は滞納処分がされていないこと。

借りに関する内容・要件

- 1 借りに期間は5年間を基本とし、期間満了時には借りに上げた住宅を返却します。
- 2 おためし住宅利用者の有無に関わらず、町は借りに上げた空き家及びその敷地の固定資産税相当額を借りに上げ期間中負担いたします。空き家及びその敷地が所在することによる地区賦課金がある場合、その負担については別途協議いたします。
- 3 固定資産税相当額以外は、敷金、権利金等名目の如何を問わずお支払いできません。
- 4 借りに上げた空き家等について改修が必要な場合は、改修内容を所有者と協議して、改修費用500万円を限度に勝央町が改修を行います。
- 5 家財処分が必要な場合は、所有者と協議・確認して町が処分いたします。
- 6 借りに上げ期間内は勝央町が借りに上げた空き家等の補修・維持管理を行います。
- 7 借りに上げた空き家等の火災保険は、町が加入します。
- 8 借りに上げる空き家等の選定審査の際、建物内を含めた現地調査を行います。なお、「おためし住宅」が所在することとなる地区・地域の協力が不可欠であることから、区長・地域代表者への概要説明とヒアリングを実施し採用・不採用の参考とします。
- 9 採用・不採用の決定は、文書で結果を通知します。

応募方法

申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ、勝央町総務部元気なまち推進室まで提出してください。なお、次の場合は、必要書類も添えてください。

- 1 共有の場合
 - ・共有者同意書（様式2）（共有者全員の同意が必要です。）
- 2 登記名義人が死亡している場合
 - ・相続人がわかる書類（戸籍・除籍謄本等、または遺産分割協議書）の写し
 - ・共有者同意書（様式2）（相続人が申請者のみの場合は不要。相続人全員の同意が必要です。）
- 3 申請者が法人の場合
 - ・役員等調書兼照会承諾書（様式3）

応募・お問い合わせ先

勝央町役場総務部元気なまち推進室

〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田201番地

電話 0868-38-3111 F A X 0868-38-3120 Eメール soumu@town.shoo.okayama.jp